

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 27 年 6 月 9 日現在

機関番号：32517

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2011～2014

課題番号：23730540

研究課題名(和文) 障害者自立支援制度下における知的障害者のひきこもり状態の実態と支援モデルの構築

研究課題名(英文) A study on the actual conditions of people with intellectual disabilities in the hikikomori group

研究代表者

高野 聡子 (takano, satoko)

聖徳大学・児童学部・講師

研究者番号：00455015

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,200,000円

研究成果の概要(和文)：ひきこもり状態にある知的障害者の実態は日中の通所サービスを提供している事業所を対象にした質問紙調査から少ない数であるが存在し、支援者や事業所は電話対応など何らかの対応や支援を行っていることが明らかになった。また、文献研究の結果から障害者総合支援法は複数障害を対象としたサービスを提供しているため、知的障害の障害特性を考慮し、それに応じた相談支援の実施が必要といえる。本研究では、ひきこもり状態にある知的障害者に対する対応・支援における課題について明らかにし、欧米諸国のインクルーシブ教育の分析を含めて行ったものの知的障害の特性に応じた支援モデルの構築については今後の課題となった。

研究成果の概要(英文)：The purpose of this study was to clarify the actual conditions of people with intellectual disabilities who are "Hikikomori". In 2001, the Ministry of Health, Labor and Welfare defined "Hikikomori" as a phenomenon in which a person is at home for more than six months. In Japanese, the name for this group was "Hikikomori", but the numbers of intellectually disabled persons who were in the "Hikikomori" group and who supported them, had been unknown. Therefore this study was carried out questionnaire surveys, interview surveys and literature reviews. The results of this questionnaire surveys were: (1) That 12.9% of people with disabilities didn't go for support, but stayed at home. It can therefore classify this group as "Hikikomori". (2) The staff at welfare centers continued to support over the telephone people in the group. Further work is needed to build the support model for people with intellectual disabilities in the "Hikikomori" group.

研究分野：特別支援

キーワード：知的障害 ひきこもり 障害者福祉

1. 研究開始当初の背景

2001年に「ひきこもり」とは、厚生労働省より、6カ月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態を示す現象として定義され、精神疾患を要因とした「2次的なひきこもり」ではなく、「1次的なひきこもり」こそが、ひきこもり(社会的ひきこもり)であると社会的に認知されることになった(厚生労働省,2001;伊藤,2007)。さらに2010年には、「ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン」(斉藤,2010)が作成され、精神保健福祉分野を中心とした対応や支援の必要性が指摘された。

だが、知的障害者のひきこもりに関する研究は、上記の一連の研究の中で発達障害と並列的に記述され、知的障害者のひきこもりについてはその存在が指摘されている程度であった(近藤,2010;齊藤,2010)。さらに、知的障害者のみを対象とした研究になると、ひきこもり状態にある知的障害者の小規模作業所への復帰支援に関する事例研究の程度であった(堀田・井澤,2006)。

以上から本研究の開始当初は、ひきこもり状態にある知的障害者の統計データ、ひきこもり状態にある知的障害者の暮らし、ひきこもり状態にある知的障害者への対応や支援内容など具体的な実態は明らかにされておらず、知的障害の特性に配慮した支援方法についても検討されていなかった。

参考文献

- 堀田富夫・井澤信三(2006)知的障害のあるひきこもり青年に対する社会参加への支援～小規模作業所への復帰を目指した事例による検討～.発達心理臨床研究, 12, 177-191.
- 伊藤順一郎(研究代表者)(2007)10代・20代を中心とした「ひきこもり」をめぐる地域精神保健活動のガイドライン～精神保健福祉センター・保健所・市町村でどのように対応するか・援助するか.厚生科学研究費補助金報告書.
- 近藤直司(2010)青年期のひきこもりと発達障害.心身医学, 50(4), 285-291.
- 齊藤万比古(研究代表者)(2010)ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン.厚生労働科学研究費補助金こころの健康科学研究事業.

2. 研究の目的

本研究では、知的障害者のひきこもりの実態を明らかにし、ひきこもり状態の知的障害者が抱える問題や課題を検討し、知的障害の特性に応じた支援モデルを構築することを目的とする。

3. 研究の方法

(1)ひきこもり状態にある知的障害者の実態の分析

ひきこもり状態にある知的障害者の実態を明らかにするため、聞き取り調査(半構造化面接法)とアンケート調査を実施する。聞き取り調査の対象は、ひきこもり状態にある知的障害者本人が望ましいが、本人からの聞

き取りが困難な場合には同居している家族に実施する。

また、アンケート調査は障害者総合支援法で日中の通所サービスを提供している事業所(生活介護、就労移行支援、自立訓練を提供している事業所)を対象に質問紙調査を郵送(配布)し行う。

(2)文献研究による知的障害者のひきこもり状態の問題と課題の分析

障害者総合支援法(研究開始当初は障害者自立支援法)の相談支援は障害児者のニーズを正確に把握し理解するために不可欠なサービスである。そこで支援者が知的障害者の相談支援において、知的障害者のニーズを把握する際にいかなる課題や問題を抱え、どのような相談支援体制の整備を必要としているかについて、文献研究の手法で分析する。

(3)インクルーシブ教育進展後のひきこもり状態にある知的障害者への具体的対策

欧米諸国ではインクルーシブ教育が進展しており、日本でも特別支援教育を中心に日本型インクルーシブ教育システムの構築が始まっている。ひきこもり状態にある知的障害者にとって、学校卒業後から社会への接続は重要な時期である。そのため、今後の日本の特別支援教育の動向を見据えたひきこもり状態にある知的障害者への対応を検討するため、インクルーシブ教育が進展している欧米諸国の障害児教育(インクルーシブ教育)の視察と聞き取り調査(半構造化面接法)を実施する。

4. 研究成果

(1)ひきこもり状態にある知的障害者の実態の分析

1)聞き取り調査の結果

ひきこもり状態にある知的障害者本人から聞き取り調査を行うことが困難であったため、同居している家族から半構造化面接法の方法で聞き取り調査を実施した(1ケース)。

聞き取り調査の内容を分析すれば、ひきこもり状態にある知的障害者は何ら障害者福祉サービス・支援を利用しておらず、全ての問題や課題が家族に委ねられていることが明らかになった。だが、ひきこもり状態になる以前に支援を受けていた、あるいはかわりがあった福祉職員(支援者)とは、わずかながら繋がりがあった。

2)事業所に対するアンケート調査の結果

日中の通所サービスを提供している事業所(生活介護、就労移行支援、自立訓練を提供している事業所)を対象に「知的障害者のひきこもり状態に関するアンケート調査」を実施した。

アンケート調査は質問紙調査で実施し、1564箇所(事業所に質問紙を郵送(配布)した。郵送(配布)先の事業所は47都道府県から、2つの都道府県を選択した。質問紙は、フェイスシート、現在の利用者の状況、

過去の利用者の状況から構成し、ひきこもり状態の利用者の事例を経験した事業所の職員から質問紙の内容について意見を聴取し、聖徳大学の倫理委員会の承認を得て作成した。

質問紙の 現在の利用者の状況(以下、現在)と、過去の利用者の状況(以下、過去)では、回答者の事業所におけるひきこもり状態の利用者の有無・性別・最終学歴、ひきこもり状態の期間・きっかけ、利用サービス、ひきこもり状態への対応・困り感、自由記述の項目を設けた。

質問紙の回収率は15.3%(2015年3月20日時点)と回収率が低かったが、事業所が様々な障害種にサービスを提供しているにもかかわらず、先述のようにアンケート調査の題目を「知的障害者のひきこもり状態に関するアンケート調査」としたため、回答しにくいという印象を与えたと考えられる。なお、本調査は「知的障害者のひきこもり状態に関するアンケート調査」である旨を同封の研究の趣旨で説明したが、回答者の中には知的障害以外の障害について答えている場合もあり、以下に示す数値には知的障害以外の障害も含まれている。

分析の結果、ひきこもり状態にある利用者の有無は、有りが現在12.9%、過去16.7%であった(単純集計、以下同じ)。したがってひきこもり状態にある利用者の割合は低いが、ひきこもり状態の利用者が少なからず存在していることが明らかになった。

ひきこもり状態にある利用者の年齢は、現在30～39歳(58.1%)、過去20～29歳(47.5%)が最も多く、学校卒業後の15～19歳は、現在9.7%、過去2.5%であり、学校を卒業した数年後にひきこもり状態になる傾向があるといえる。最終学歴は、現在(80.6%)と過去(80.0%)ともに特別支援学校高等部の割合が高かった。

また、ひきこもり状態にある利用者の性別は現在(90.3%)と過去(95.0%)ともに男性の割合が高かった。ひきこもり状態の期間は、現在では1年未満(48.4%)、過去では1～2年未満(32.5%)が最も多く、過去の回答には20年以上のひきこもり状態にあるケースも見られた。

そして、ひきこもり状態にある利用者が利用しているサービスは、介護給付サービスでは現在(48.4%)と過去(40.0%)ともに生活介護の割合が高く、訓練給付サービスでは現在(45.2%)と過去(52.5%)ともに就労継続支援B型の割合が高かった。また、事業所が行っているひきこもり状態の利用者への対応は、現在は電話96.8%が最も多く、何もしていないは35.5%で、過去の利用者への対応となると、最も多いのは電話対応55.0%であったが、何もしていないが42.5%となっており、何もしていないが過去の利用者になると上昇することがわかった。

ひきこもり状態になったきっかけは、現在

(51.6%)も過去(37.5%)も本人の病気が高かったが、その他のきっかけとして、家族の問題(現在22.6%、過去35.0%)、事業所のサービスになじめなかった(現在22.6%、過去32.5%)も高い割合であった。ひきこもり状態の利用者の日中の過ごし方については、現在では「外出することがある」87.1%が最も多かったが、過去になると「外出することがある」は42.5%になり、「一日中家にいる」67.5%が最も多かった。

(2)文献研究による分析結果

文献は知的障害児・者の支援者、施設、事業所を対象にした専門雑誌である『さぼーと』の特集記事から相談支援に関する記事を選択した。検討時期は、障害者自立支援法が制定された平成17(2005)年から平成24(2012)年8月までとした。

分析の視点は4つ設定し、知的障害児と知的障害者での違い、相談支援における支援者と事業者が抱える課題と問題、支援者と事業者が必要としている相談支援体制、相談支援は三障害を対象としているが、知的障害児者を対象とした場合の相談支援における課題、とした。

分析の結果、支援者や事業者は相談支援においては人間関係の形成や信頼関係を構築した上でニーズを把握することが大切だと認識しているものの、障害者のニーズは必ずしも言語化されていないことが記事上で指摘されていた。この分析から知的障害者が言語によるコミュニケーションにニーズを抱えることが多いことを考慮すれば、より一層、支援者や事業者の相談支援の技術の向上・均一化が必要である。

また、自立支援協議会は地域の課題と特性を明らかにする機能が期待されていることが記事の分析からわかったが、自立支援協議会の部会の多くは課題別に設置されており、障害別での設置は少ない状況にある。したがって知的障害者の支援内容や課題もまた、障害の特性ではなく課題別の観点から協議されていると推測でき、知的障害の障害特性を鑑みた部会の設置が必要であろう。

(3)インクルーシブ教育進展後の実態

欧米諸国はインクルーシブ教育が進展しているが、欧米諸国の中でもスウェーデンとドイツを視察と聞き取り調査の対象に設定した。対象設定の理由は、スウェーデンは1986年に視覚障害児のための障害児学校を廃止し、視覚障害児については通常学級におけるインクルーシブ教育を20年以上行っているからである。また、ドイツはインクルーシブ教育を進めているものの、一方で通常の学校とは別に障害児学校(促進学校)といった独立した教育体系を維持しており、先述のスウェーデンとは異なるインクルーシブ教育を行っている。なお、聞き取り調査で不足した点は、後日メールを利用して質問した。

視察では、学校内や授業を視察し、インクルーシブ教育の現状や課題について現職教

論を中心に、可能な場合には当事者(児童・生徒)、保護者も含めて半構造化面接法の方法で聞きとり調査を実施した。

スウェーデンについては、インクルーシブ教育が長年行われている視覚障害に障害の対象を絞って分析した。視察と聞き取り調査の結果から、スウェーデンにおける学齢期の視覚障害児は障害のない子どもや他の障害のある子どもと共に学ぶ機会を得られながら学校生活を送る一方、同年齢や自身より年上の視覚障害児・者との関りを重視していることが明らかになった。したがって、視覚障害児・者がインクルーシブ教育を受けることによって、障害のない子どもとの交流の機会が得られる一方で、同じ障害種の人と接することも当事者のニーズとしてあった。

ドイツの教育は各州の教育行政によって行われているが、バイエルン州の障害児学校を調査の対象にした。視察した障害児学校の学校種別は、知的障害、肢体不自由、学習障害、情緒障害であった。当事者(児童・生徒)、保護者への聞き取りはできず、現職教諭への聞き取りが中心となった。インクルーシブ教育を以前よりも進めているものの、障害種別ごとに対応した教育を行う重要性を教諭らはあげていた。

以上の研究結果から、ひきこもり状態にある知的障害は少ない数ではあるが存在し、支援者や事業所は何らかの対応や支援を行っていることが明らかになった。しかしながら、障害者総合支援法は、三障害を対象としたサービスを提供しているため、相談支援においては知的障害の障害特性を考慮した対応や支援が課題といえよう。本研究では、ひきこもり状態にある障害者の実態や対応・支援上の課題までは明らかになったものの、また欧米諸国のインクルーシブ教育も含めて分析したものの、知的障害の特性に応じた支援モデルの構築については今後の課題となった。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計2件)

(1)高野聡子、吉井涼、スウェーデンにおけるインクルーシブ教育の実態と課題 視覚障害に焦点をあてて、児童学研究、査読有、16巻、2014年、pp.75-82

(2)高野聡子、支援者や事業者から見た相談支援の課題と体制整備の必要性 - 障害者自立支援法の制定以降から現在までの月刊誌『さぼーと』の分析を中心として -、児童学研究、査読有、15巻、2013年、pp.47-55

〔学会発表〕(計0件)

なし

〔図書〕(計0件)

なし

〔産業財産権〕

出願状況(計0件)

なし

取得状況(計0件)

〔その他〕

ホームページ等
なし

6. 研究組織

(1)研究代表者

高野聡子 (TAKANO, Satoko)

聖徳大学 児童学部 講師

研究者番号：00455015